

2019年2月28日

UBS アセット・マネジメント株式会社

信用リスク集中回避のための対応実施のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

弊社が設定・運用しております以下のファンドは、一般社団法人投資信託協会の定める「投資信託等の運用に関する規則」第17条の2で規定する、信用リスク集中回避のための投資制限を超過したため、同条の規定に従って基準比率以内となるよう調整を行ない、それを完了致しました。同協会の定める「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」第19条の2の規定に基づき、ここにお知らせいたします。

敬具

記

対象ファンド名	対象発行体名	投資制限超過日	調整終了日
UBS 中国新時代株式ファンド (年2回決算型)	Tencent Holdings Ltd	2018年12月21日	2019年1月4日
UBS 中国新時代株式ファンド (年2回決算型)	Tencent Holdings Ltd	2019年1月7日	2019年1月9日
UBS 中国新時代株式ファンド (年2回決算型)	Tencent Holdings Ltd	2019年1月10日	2019年1月11日
UBS 中国新時代株式ファンド (年2回決算型)	TAL Education Group	2019年1月17日	2019年1月18日
UBS 中国新時代株式ファンド (年2回決算型)	Alibaba Group Holding Ltd	2019年1月18日	2019年1月24日
UBS 中国新時代株式ファンド (年2回決算型)	TAL Education Group	2019年1月24日	2019年1月25日
UBS 中国新時代株式ファンド (年1回決算型)	Tencent Holdings Ltd	2018年12月21日	2019年1月4日
UBS 中国新時代株式ファンド (年1回決算型)	Tencent Holdings Ltd	2019年1月7日	2019年1月9日
UBS 中国新時代株式ファンド (年1回決算型)	Tencent Holdings Ltd	2019年1月10日	2019年1月11日
UBS 中国新時代株式ファンド (年1回決算型)	Alibaba Group Holding Ltd	2019年1月11日	2019年1月15日
UBS 中国新時代株式ファンド (年1回決算型)	Tencent Holdings Ltd	2019年1月16日	2019年1月17日
UBS 中国新時代株式ファンド (年1回決算型)	TAL Education Group	2019年1月17日	2019年1月18日
UBS 中国新時代株式ファンド (年1回決算型)	Alibaba Group Holding Ltd	2019年1月18日	2019年1月24日

対象ファンド名	対象発行体名	投資制限超過日	調整終了日
UBS 中国新時代株式ファンド (年1回決算型)	Tencent Holdings Ltd	2019年1月22日	2019年1月23日
UBS 中国新時代株式ファンド (年1回決算型)	TAL Education Group	2019年1月24日	2019年1月25日
UBS 中国 A 株ファンド (年1回決算型)	Kweichow Moutai Co Ltd	2019年1月4日	2019年1月7日
UBS 中国 A 株ファンド (年1回決算型)	Kweichow Moutai Co Ltd	2019年1月15日	2019年1月22日

以上

商号 UBS アセット・マネジメント株式会社
 登録番号 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第412号
 加入協会 一般社団法人 日本投資顧問業協会
 一般社団法人 投資信託協会
 一般社団法人 第二種金融商品取引業協会

© UBS 2019. キーシンボル及び UBS の各標章は、UBS の登録又は未登録商標です。UBS は全ての権利を留保します。

ご参考「一般社団法人 投資信託協会 定款・諸規則集」より抜粋

「投資信託等の運用に関する規則」

(信用リスク集中回避のための投資制限) 第17条の2

金商業等府令第130条第1項第8号の2に定める信用リスクを適正に管理する方法としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法は、一の者に係るエクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率が次に掲げる区分(※)ごとにそれぞれ10%、合計で20%を超えることのないように運用すること、及び価格、金利、通貨若しくは投資信託財産の純資産総額の変動等により当該比率を超えることとなった場合に、超えることとなった日から1ヶ月以内に当該比率以内となるよう調整を行い、通常の対応で1ヶ月以内に調整を行うことが困難な場合には、その事跡を明確にした上で、できる限り速やかに当該比率以内に調整を行う方法とする。ただし、証券投資信託の設定当初、解約及び償還への対応並びに投資環境等の運用上やむを得ない事情があるときは、この限りではない。

※(1)株式等エクスポージャー (2)債券等エクスポージャー (3)デリバティブ等エクスポージャー

※部分に関しては、弊社の注記となります。

「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」

(信用リスク集中回避のための投資制限を超えた場合の開示) 第19条の2

委託会社は、運用規則第17条の2第1項に定めるエクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率が同条同項各号に掲げる区分ごとにそれぞれ10%、合計で20%(以下「基準比率」という。)を超えることとなった場合(中略)には、同条同項に定める調整が終了した後3ヶ月以内に、基準比率を超え、その後調整が終了した旨を当該委託会社のホームページその他の方法により開示するものとする。

※当資料はUBSアセット・マネジメントが一般社団法人投資信託協会規則に基づき開示を行うものであり、特定の投資信託の勧誘を目的とするものではありません。